

家事事件等の各種法律においても直ちに実現すべきIT化の施策

令和3年11月10日
弁護士 平岡 敦

第1 e-Filing (e提出)

1 現行民訴法132条の10を根拠とする提出システムの実現

開発しようとしている民訴用の事件管理システムで各種事件も取り扱えるようにする。

(1) 効果

ア 提出コストの削減

イ データ活用できる事件記録の増加

(2) 許容性

ア 民訴法132条の10の適用や準用があるので、法改正なくとも導入可能

イ 研究会の議論でも、各種法律におけるオンライン提出実現は異論なし

ウ 民訴用の事件管理システムで取り扱える事件種類を増やすだけで対応可能
＝韓国での各種事件への拡張はこの形で実現している

2 事件記録のデータ保存を可能にする法改正

民訴と同様に書面提出された事件記録も含めた全面データ化。過渡的には、データで提出された事件記録を書面化して保存するのではなく、データのまま保存することを許容する立法。

(1) 効果

ア 検索・再利用・加工の容易化 →データ活用の高度化

イ 裁判所外からの事件記録へのアクセス →調停委員の負担軽減

ウ 保管コストの削減 →記録保存期間の延長が可能に

※事件記録の多くは5年で廃棄

cf. 養育費や面会交流といった子の成長に合わせて長期的視点が必要な事件
再生計画の履行に5年以上かかる場合もあるのに事件記録は廃棄

(2) 許容性

ア 研究会での議論でも、データ提出されたものを敢えて印刷して保管という話はない

イ 民訴用の事件管理システムと基本構造は同じなので、取り扱える事件種類を増やすだけで対応可能

第2 e-Court (e法廷)

1 遠隔地要件を廃止する法改正

家事事件手続法や非訟事件手続法における音声の送受信による期日の遠隔地要件を廃止する。

(1) 効果

期日参加コストの削減 →司法アクセスの改善・迅速化

(2) 許容性

- ア 研究会の議論でも、各種法律における遠隔地要件の廃止について異論はなし
- イ 家事事件でもWebex導入が始まっており、基盤整備は進展しつつある

2 調停委員が裁判所外からウェブ会議等による期日に参加することを可能に

(1) 効果

- ア 調停委員の負担軽減
- イ 調停委員のスケジュール調整の容易化 →迅速化

(2) 許容性

- ア 調停委員の期日参加場所について法律は制限をしていない
- イ 事件記録のデータ化されていれば裁判所外でも記録検討は可能

以 上